

郡山市こどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの安全を守るため、送迎用バスへの安全装置、ICTを活用したこども見守りサービスに関する機器、登降園管理システムの導入等を行った障害児通所支援事業所に対し、予算の範囲内でこどもの安心・安全対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害児通所支援事業所」とは、市内に所在する児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年2月1日時点において指定されている障害児通所支援事業所を運営する者
- (2) こどもの安心・安全対策支援事業に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の提出を行った者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和4年9月5日から令和5年12月31日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の1月末日までに、補助金等交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 交付申請額積算書
- (4) 収支決算書
- (5) 領収書の写しその他の支出の内容が確認できる書類
- (6) 導入する機器の概要に関する資料
- (7) その他申請内容を確認するため市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格の単価が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存することとする。

（補助金の額の確定）

第8条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定）

第9条 補助金の交付を受けた者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、補助金の交付を受けた者に対して当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、消費税仕入控除税額について国の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得又は効用の増加した価格の単価が50万円以上のものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額	対象施設
送迎用バスの改修支援事業	対象施設が、児童の送迎を目的として日常的に運行する送迎用バス（※1）に対し、安全装置（※2）を装備する際に要する経費のうち、装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費及び工事費を含む）、リース料（※3）及び導入費用	送迎用バス1台当たり実支出額に相当する額と175,000円のいずれか低い額	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

	<p>※1 本事業の対象となる送迎用バスは「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（厚生労働省令和4年12月28日障発1228第4号。以下「通知」という。）第三の2のとおり。</p> <p>※2 本事業の対象となる安全装置は、通知第三の3のとおり。</p> <p>※3 安全装置について、購入を原則とするが、リースの場合は令和4年度末までのリース料を限度とする。</p>		
ICTを活用したこどもの見守り支援事業	<p>対象施設が、児童の安全の確保を目的として、ICT活用したこどもの見守り支援事業を実施するために要した経費のうち、装置・機器（※）の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費及び工事費を含む）、リース料及び導入費用</p> <p>※GPSやBLEにより子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする。</p>	<p>1事業所当たり実支出額に相当する額と200,000円のいずれか低い額に5分の4を乗じて得た額。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>児童発達支援センター及び児童発達支援事業所</p>
登降園管理システム支援事業	<p>対象施設が、児童の安全の確保を目的として登降園理システム支援事業を実施するために要した経費のうち、装置・機器の導入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費及び工事費を含む）、リース料及び導入費用</p>	<p>1事業所当たり実支出額に相当する額と以下の額のいずれか低い額に5分の4を乗じて得た額。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>1 端末購入を行わない場合 200,000円 2 端末購入を行う場合 700,000円</p>	<p>児童発達支援センター及び児童発達支援事業所</p>